

令和2年由仁町議会第4回臨時会 第1号

令和2年11月27日（金）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
 - 1、会務報告
 - 2、例月出納検査報告
- 4 報告第 1号 専決処分した事件の報告について
(令和2年度由仁町一般会計補正予算について)
- 5 報告第 2号 専決処分した事件の報告について
(令和2年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算について)
- 6 議案第 1号 由仁町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 7 議案第 2号 由仁町長及び副町長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の
制定について
- 8 議案第 3号 令和2年度由仁町一般会計補正予算について
- 9 議案第 4号 令和2年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 10 議案第 5号 令和2年度由仁町水道事業会計補正予算について
- 11 議案第 6号 令和2年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算について
- 12 議案第 7号 令和2年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算について

○出席議員（10名）

議長 10番	熊 林 和 男 君	副議長 9番	後 藤 篤 人 君
1番	大 畠 敏 弘 君	2番	加 藤 重 夫 君
3番	早 坂 寿 博 君	4番	羽 賀 直 文 君
5番	浮 田 孝 雄 君	6番	平 中 利 昌 君
7番	大 竹 登 君	8番	佐 藤 英 司 君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町		長	松	村	諭	君
副	町	長	田	中	利	行
教	育	長	田	中	宣	行
代	表	監	吉	田	弘	幸
總	務	課	野	島		健
保	健	福	中	道	康	彦
建	設	水	岩	花		司
町	立	診	安	達		智
教	育	課	泉		陵	平

○出席事務局職員

局		長	河	合	高	弘	君
主		査	濱	道	義	繼	君
主		事	清	水	香	葉	子

◎開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○議長（熊林和男君） ただいまの出席議員は全員出席です。

よって、令和2年由仁町議会第4回臨時会は成立いたしましたので、開会をいたします。

◎開議の宣告

○議長（熊林和男君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（熊林和男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番 加藤君、3番 早坂君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（熊林和男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りとすることに決定をいたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（熊林和男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、1の会務報告をいたします。会務報告は、お手元に配付したとおりです。御覧おきいただきたいと思います。

次に、2の例月出納検査報告をいたします。監査委員から令和2年度9月分及び10月分の由仁町各会計例月出納検査結果の報告がありましたので、お手元に配付したとおりです。御覧おきいただきたいと思います。

以上で日程第3、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 報告第1号

○議長（熊林和男君） 日程第4、報告第1号 専決処分した事件の報告について（令和2年度由仁町一般会計補正予算について）を議題といたします。

町長から内容の報告を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 報告第1号、令和2年度由仁町一般会計補正予算を専決処分した事件の報告について申し上げます。

このたびの補正は、歳出では農業集落排水事業特別会計繰出金の追加及び由仁町民プールの水中ポンプ交換に係る費用の計上で、歳入ではこれらの財源として財政調整基金を繰り入れたものであります。

緊急を要する事態でありましたので、地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の委任による専決処分を行いましたので、同条第2項の規定によりこれを報告するものであります。

内容につきましては、副町長に説明をさせます。

○議長（熊林和男君） 副町長

○副町長（田中利行君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

以上で報告第1号 専決処分した事件の報告について（令和2年度由仁町一般会計補正予算について）の報告を終わります。

◎日程第5 報告第2号

○議長（熊林和男君） 日程第5、報告第2号 専決処分した事件の報告について（令和2年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算について）を議題といたします。

町長から内容の報告を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 報告第2号、令和2年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算を専決処分した事件の報告について申し上げます。

このたびの補正は、歳出では三川地区の管路施設復旧工事に係る費用の計上などで、歳入ではこれらの財源として一般会計繰入金を充てたものであります。

緊急を要する事態でありましたので、報告第1号と同様の理由により、これを報告するものであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明をさせます。

- 議長（熊林和男君） 建設水道課長
- 建設水道課長（岩花 司君）

「記載省略」

- 議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

- 議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

以上で報告第2号 専決処分した事件の報告について（令和2年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算について）の報告を終わります。

◎日程第6 議案第1号

- 議長（熊林和男君） 日程第6、議案第1号 由仁町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

- 町長（松村 諭君） 議案第1号 由仁町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、期末手当の支給率を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

- 議長（熊林和男君） 総務課長

- 総務課長（野島 健君） 議案第1号 由仁町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

令和2年度の国家公務員の給与について人事院勧告のとおり期末手当の改定を行うことが令和2年11月6日に閣議決定されたことを受け、当町におきましてもこれに準じて改正を行おうとするものであります。

このたびの人事院勧告では、民間のボーナス支給状況を踏まえた上で、国家公務員の期末、勤勉手当の引下げが勧告され、年間の支給率を4.5か月から4.45か月へと0.05か月引き下げることになりました。これに合わせて勤勉手当が支給されない議会議員は期末手当の支給率を年間4.45か月に改正しようとするものであり、本年度につきましては12月の期末手当において0.05か月引き下げ、支給率を2.2か月とするもの

であります。人事院勧告は年間で0.05か月、率にして100分の5を引き下げる内容となっておりますので、本年度は12月の期末手当で100分の5を引き下げますが、令和3年度以降は6月の期末手当と12月の期末手当の支給率を均等にする内容となっております。

説明は新旧対照表で行いますので、議案第1号資料を御覧ください。右側が現行の条例、左欄が改正案となっております。

第1条関係が令和2年度に係る改正であります。

第4条の2は、期末手当の規定で、第2項の下線部分、右欄の100分の225から100分の5を差し引いた100分の220を改正後の12月期末手当の支給率としようとするものであります。

その下、第2条関係が令和3年度以降に係る期末手当の規定の改正となっており、年間100分の445の支給率を6月と12月で均等に支給いたしますので、第1条関係で改正した支給率を改め、それぞれ100分の222.5を支給率としようとするものであります。

附則であります。この条例は公布の日から、来年度以降の支給に係る第2条の規定は令和3年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号 由仁町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第2号

○議長（熊林和男君） 日程第7、議案第2号 由仁町長及び副町長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第2号 由仁町長及び副町長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、議案第1号と同様の理由により、町長、副町長及び教育長並びに職員の期末手当の支給率を改めるとともに、行財政改革の取組として職員に対する住居手当の支給要件を見直すため、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 総務課長

○総務課長（野島 健君） 議案第2号 由仁町長及び副町長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

先ほどの議案第1号と同様に、町長、副町長並びに教育長の期末手当につきましても年間支給率を4.5か月から4.45か月に0.05か月引き下げる改正であります。

改正内容につきましては、議会議員と同様で、今年度は12月の期末手当の支給率を下げ、来年度以降は6月と12月の支給率を同率とするものであります。一般職における手当支給額の引下げにつきましても0.05か月に期末手当で引き下げるものであり、本年4月1日から任用を開始いたしました会計年度任用職員につきましても令和3年4月1日から期末手当の年間支給率を0.05か月引き下げるものであります。

続いて、職員に対する住居手当の支給要件の見直しであります。既に職員が新築または購入した住宅に居住している職員、いわゆる持家住宅に係る住居手当につきましては、支給対象を町内に居住する職員に限るものとし、町外に居住する職員は支給対象から除外しておりますが、さらに自ら居住するため住宅を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っている職員、いわゆる賃貸住宅に係る住居手当につきましても手当の支給対象を町内に居住する職員に限るものとし、町外に居住する職員の住居手当を支給対象から除外するものであります。

説明は新旧対照表で行いますので、議案第2号資料を御覧ください。右欄が現行の条例、左欄が改正案となっております。

第1条関係及び第2条関係は町長及び副町長に関する期末手当の規定の改正、第3条関係及び次のページの第4条関係が教育長に関する期末手当の規定の改正となっております。

2ページをお開きください。第5条関係及び次ページの第6条関係は、職員に関する改正であります。

第15条の4は、住居手当に関する規定で、これまでも第1項第2号で規定する職員が新築または購入した住宅に居住している職員については支給対象となる単位を町内に居住

する職員に限るものとし、町外に居住する職員は支給対象から除外しておりますが、第1号で規定する自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っている職員につきましても第2号と同様に住居手当の支給対象となる範囲を町内に居住する職員に限るものとし、町外に居住する職員を支給対象から除外しようとするものであります。

3ページをお開きください。第17条の2は、令和2年度の期末手当の改正であります。本年度の職員の期末手当につきましても議員、町長、副町長、教育長と同様に12月の期末手当において0.05か月の引下げを行うものであり、第2項及び第3項の下線部分、右欄の100分の130から100分の5を差し引いた100分の125を改正後の12月期末手当の支給率としようとするものであります。

その下、第6条関係が令和3年度以降に係る期末手当の規定の改正となっており、年間100分の255の支給率を6月と12月で均等に支給いたしますので、第5条関係で改正した支給率を改め、それぞれ100分の127.5を支給率としようとするものであります。

第7条関係及び次のページの第8条関係は、第1号会計年度任用職員、いわゆるパートタイム会計年度任用職員に関する期末手当の改正となっております。

4ページをお開きください。第7条関係は、令和2年度に係る改正であります。

第8条第1項第2号及び下段の附則第4項の下線部分、右欄の100分の130から100分の5を差し引いた100分の125を改正後の12月期末手当の支給率としようとするものであります。

その下、第8条関係が令和3年度以降に係る第1号会計年度任用職員に関する期末手当の規定の改正であります。

5ページをお開きください。第1号会計年度任用職員の期末手当につきましても、令和3年度以降は年間100分の255の支給率を6月と12月で均等に支給しますので、第7条関係で改正した支給率を改め、第8条第1項第2号の下線部分を100分の127.5にしようとするものであります。

下段の附則第4項は、期末手当に関する経過措置の規定で、令和3年度以降に支給する期末手当の支給率を右欄の下線部分、100分の125を100分の127.5に、100分の65を100分の63.75に改めようとするものであります。

6ページをお開きください。附則であります。第1項は条例の施行日で、この条例は公布の日から、令和3年度以降の期末手当の支給に関する改正は令和3年4月1日から施行しようとするものであります。

第2項は、住居手当の経過措置に関する規定で、町外に居住し、住宅手当の支給対象から除外された職員であっても、改正前まで住居手当が支給され、引き続き住宅を借り受け、家賃を支払っている者については令和3年3月31日までの期間に限り、住居手当を支給しようとするものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑

はありませんか。

佐藤君

○8番(佐藤英司君) 二、三点お伺いしたいと思います。

まず、町内に居住する職員。今度は、町外からの職員は大体何名くらいおられるのか。

それから、もう一点、町職員のボーナス削減ですけれども、平均でどのぐらいの金額が削減になるか。

それから、もう一点、会計年度任用職員のボーナスの削減、平均でどのぐらいの削減か。

この3点をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長(熊林和男君) 総務課長

○総務課長(野島 健君) まず、第1点目の町外から通われている町外に居住している職員ですけれども、30名でございます。

2点目の一般職の今回の手当の削減の関係なのですけれども、こちらのほう、一般職で平均で1万7,300円でございます。

会計年度任用職員につきましては、12月ではなく来年以降の改正になりますので、今回の手当の減額はございません。

以上でございます。

(何事か言う声あり)

○総務課長(野島 健君) 大変失礼いたしました。

1点目、30人町外から通っておりますけれども、住居手当の対象になっている職員は6名でございます。

失礼いたしました。

○議長(熊林和男君) 浮田君

○5番(浮田孝雄君) 第5条について確認していきたいです。

第5条を見ると、財政、事業額の観点から見ると実にすっきりとした文言になってきております。お尋ねしたいのは、第5条のただし書、町内に居住する職員、それと改正された部分のただし、由仁町内に居住する職員、これは単なる文言整理と、そういう解釈でよろしいのでしょうか、このただし書について。

○議長(熊林和男君) 暫時休憩します。

休憩 午前 9時56分

再開 午前 9時57分

○議長(熊林和男君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

副町長

○副町長（田中利行君） このまま現行でありますけれども、現行については第2号についてただし書なので、第1号については、これはただし書を運用されません。ただし、これが今改正案になったときには、第15条の4にのせてありますので、これについては1号についても2号についても該当になるということですので、ただ単純なる文言の改正ではなくて、意味が変わるということになります。

○議長（熊林和男君） そのほかに質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号 由仁町長及び副町長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第3号

○議長（熊林和男君） 日程第8、議案第3号 令和2年度由仁町一般会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第3号 令和2年度由仁町一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では議会議員及び町長、副町長、教育並びに職員の期末手当の支給率改定に伴う経費の減額及び健康元気づくり館の暖房用温水制御装置交換に係る費用の計上などで、歳入では財政調整基金繰入金の減額が主なものであります。

内容につきましては、副町長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申

し上げます。

○議長（熊林和男君） 副町長

○副町長（田中利行君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号 令和2年度由仁町一般会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第4号

○議長（熊林和男君） 日程第9、議案第4号 令和2年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第4号 令和2年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、職員の期末手当の支給率改定に伴う経費を減額するものであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

- 議長（熊林和男君） 建設水道課長
- 建設水道課長（岩花 司君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。
討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。
これから採決を行います。
議案第4号 令和2年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第5号

○議長（熊林和男君） 日程第10、議案第5号 令和2年度由仁町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第5号 令和2年度由仁町水道事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、職員の期末手当の支給率改定に伴う経費を減額するものであります。内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

- 議長（熊林和男君） 建設水道課長
- 建設水道課長（岩花 司君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。
討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。
これから採決を行います。
議案第5号 令和2年度由仁町水道事業会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第6号

○議長（熊林和男君） 日程第11、議案第6号 令和2年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第6号 令和2年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補

正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、職員の期末手当の支給率改定に伴う経費を減額するものであります。内容につきましては、診療所事務長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 診療所事務長

○町立診療所事務長（安達 智君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第6号 令和2年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第7号

○議長（熊林和男君） 日程第12、議案第7号 令和2年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第7号 令和2年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、職員の期末手当の支給率改定に伴う経費を減額するものであります。

内容につきましては、診療所事務長に説明させていただきますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 診療所事務長

○町立診療所事務長（安達 智君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第7号 令和2年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（熊林和男君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

令和2年由仁町議会第4回臨時会を閉会いたします。

◎閉会 午前10時17分

上記会議の次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確なることを証するため、ここに署名する。

議長 熊 林 和 男

2 番議員 加 藤 重 夫

3 番議員 早 坂 寿 博